

精神科病院における虐待防止の推進について

1. 概要

- ・精神保健福祉法が一部改正されたことに伴い、改正後の法第 40 条の2から第 40 条の8までに精神科病院における虐待の防止に関する規定が新設され、令和6年4月1日から施行されることとなった。
- ・本県では「山梨県精神科病院における虐待防止対応事務取扱要領」を定め、精神科病院の従事者による障害者への虐待の防止や、虐待が行われた場合の関係法令に基づく調査・指導などに取り組んでいる。
- ・通報者等に対して、法に基づく実地指導に至らないまでも、各病院に対して、虐待通報や虐待疑い案件の内容と対応について聞き取り、院内での体制作りを協力を行っている。

2. 主な公表内容

- ・精神保健福祉法第 40 条の7及び同法律施行規則第 22 条の2の2の規定により定められている精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項の具体的内容については、下記のとおり

(1)「業務従事者による障害者虐待の状況」

- ①業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報件数
- ②業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出件数
- ③虐待の事実を認定した件数
- ④認定した虐待の事実に係る被虐待者数

①発見者による通報件数			②虐待を受けた本人による通報件数		
	③うち虐待の事実を認定した件数	④被虐待者件数		③うち虐待の事実を認定した件数	④被虐待者件数

⑤認定した虐待の種別・類型ごとの件数

身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	放棄・放置	経済的虐待

(2)「業務従事者による障害者虐待があつた場合に採った措置」

- ① 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数
- ② 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数
- ③ 職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数
- ④ 職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数
- ⑤ 指定医により、入院患者の診察を行った件数
- ⑥ 改善計画の提出 を求めた件数
- ⑦ 提出された改善計画の変更を命じた件数
- ⑧ 必要な措置を採ることを命じた件数及びその内容
- ⑨ ⑧の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数
- ⑩ 入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数

(3)「虐待を行った業務従事者の職種」

(1)④の認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行った業務従事者の主たる職種

医師、看護師、准看護師、看護助手、保健師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師、医療事務、その他 業務 従事者 、不明、ごとの 人数

3. 精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置

- ①虐待防止等に関するマニュアルや規程の整備
- ②人権や権利擁護等に関する研修
- ③院内の虐待相談窓口の設置
- ④業務従事者及び患者等への虐待通報の周知